

## 1. 総則

## 1.1 建築材料の適用範囲

- (1) 本申請のコンクリートは、圧縮強度の基準値(設計基準強度)が  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下で、かつ、指定強度が  $45\text{N/mm}^2$  を超える高強度コンクリートである。なお、セメント種類別の設計基準強度の詳細は、以下のとおりである。

- 1) 普通ポルトランドセメント :  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下

又、指定強度とは、標準養生した供試体の材齢m日における圧縮強度と構造体コンクリートの圧縮強度の材齢n日における推定値との差(構造体コンクリートの補正強度) $m S_n$  値を圧縮強度の基準値(設計基準強度)に加えた値を示す。

- (2) 使用材料を表-1に示す。  
 (3) 製造者である井口建材工業有限公司 (JIS 認証番号 GB0306015) が製造し、施工者が標準的な施工を行う高強度コンクリートに適用する。  
 (4) コンクリートの練混ぜから荷卸までの時間は、90 分を限界とする。尚、凝結を遅らせる等の処置を講じ、実機試験でコンクリートの経時変化を確認して問題ないと判断した場合は、その時間を 120 分を限界として変更することができる。

表-1 使用材料一覧

材料	種類		生産者あるいは産地
セメント	普通ポルトランドセメント		住友大阪セメント株式会社
細骨材	砕砂		埼玉県秩父郡皆野町産
粗骨材	砕石	砕石 2005	埼玉県秩父郡皆野町産
練混ぜ水*1	上水道水以外の水	地下水	東京都武蔵野市
	上水道水		
混和剤	高性能 AE 減水剤		BASF ポゾリス株式会社 株式会社フローリック
	AE 剤		BASF ポゾリス株式会社

\*1：原則として地下水を使用する。上水道水は地下水の品質が満足できない場合等に使用する。

## 1.2 責任区分

製造者である井口建材工業有限会社は、高強度コンクリートの契約から使用材料の受入、調合、製造・輸送管理及び荷卸し時の製品検査までを管理責任とし、施工者は、設計図書に基づく高強度コンクリート要求性能を製造者への伝達及びコンクリート受入検査以降の施工工程を管理責任とする。

## 1.3 建築材料の製造管理

原材料、工程、製品の管理については、高強度コンクリートの製造にかかわる井口建材工業有限会社の高強度コンクリート製造マニュアル（制定：平成22年6月1日）によって行う。ただし、このマニュアルに記載されていない事項については、JIS社内規格に準じる。

## 2. 建築材料の品質基準

### 2.1 セメント及び骨材の品質基準

#### (1) セメント

セメントの品質基準は表-2のとおりである。

表-2 セメントの品質基準

品質項目		品質基準	測定方法
		普通 ポルトランドセメント	
密度(g/cm <sup>3</sup> )		3.15±0.02	JIS R 5201
比表面積(cm <sup>2</sup> /g)		2800 以上	
凝 結	始発(h-min)	1-00 以上	
	終結(h-min)	10-00 以下	
安定性		良	
圧縮強さ (N/mm <sup>2</sup> )	3 日	18.0 以上	JIS R 5203
	7 日	32.5 以上	
	28 日	50.5 以上	
	91 日	—	
水和熱 (J/g)	7 日	350 以下	JIS R 5203
	28 日	400 以下	
酸化マグネシウム (%)		5.0 以下	JIS R 5202 JIS R 5204
三酸化硫黄 (%)		3.5 以下	
強熱減量 (%)		5.0 以下	
全アルカリ (%)		0.75 以下	
塩化物イオン (%)		0.035 以下	
けい酸三カルシウム (%)		—	
けい酸二カルシウム (%)		—	
アルミン酸三カルシウム (%)		—	

(2) 細骨材

細骨材の品質基準は、表-3及び表-4のとおりである。

表-3 細骨材の品質基準（その1：絶乾密度、吸水率及びアルカリシカ反応性）

品質項目	品質基準	測定方法
	砕砂	
絶乾密度(g/cm <sup>3</sup> )	2.5 以上	JIS A 1109
吸水率(%)	2.5 以下	
アルカリシカ反応性*1	無害	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 1804

\*1：測定方法は JIS A 1145 又は JIS A 1146 とする。迅速にアルカリシカ反応性を判断する必要がある場合は、必要に応じ JIS A 1804 を併用する。

表-4 細骨材の品質基準（その2：粒度）

品質項目		品質基準							粗粒率 (FM)*1	測定方法
		ふるいを通過するものの質量分率(%)								
	ふるいの呼び寸法(mm)	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15		
粒度	砕砂	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~15	2.85±0.15	JIS A 5005

\*1：粗粒率(FM)は管理目標値を示す。

(3) 粗骨材

粗骨材の品質基準は、表-5及び表-6のとおりである。

表-5 粗骨材の品質基準（その1：絶乾密度、吸水率及びアルカリシカ反応性）

品質項目	品質基準		測定方法
	碎石 2005		
絶乾密度(g/cm <sup>3</sup> )	2.5 以上		JIS A 1110
吸水率(%)	2.0 以下		
アルカリシカ反応性*1	無害		JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 1804

\*1：測定方法は JIS A 1145 又は JIS A 1146 とする。迅速にアルカリシカ反応性を判断する必要がある場合は、必要に応じ JIS A 1804 を併用する。

表-6 粗骨材の品質基準（その2：粒度）

品質項目	ふるいの呼び寸法(mm)	品質基準							粗粒率(FM)*1	測定方法
		ふるいを通過するものの質量百分率(%)								
		30	25	20	15	10	5	2.5		
粒度	碎石 2005	—	100	90~100	—	20~55	0~10	0~5	6.60±0.30	JIS A 5005

\*1：粗粒率(FM)は管理目標値を示す。

(4) 練混ぜ水

練混ぜ水の品質基準は、表-7のとおりである。

表-7 練混ぜ水の品質基準

項目	品質基準	
	上水道水以外の水（地下水）	上水道水
懸濁物質の量	2g/L 以下	—
溶解性蒸発残留物の量	1g/L 以下	—
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> ) 量	200ppm 以下	—
セメントの凝結時間の差	始発は 30 分以内、 終結は 60 分以内	—
モルタルの圧縮強さの比	材齢 7 日及び 材齢 28 日で 90%以上	—

注) 上水道水は、特に試験を行わなくても用いることができる。

## 2.2 高強度コンクリートの品質

高強度コンクリートの品質は、表-8のとおりである。なお、圧縮強度の基準値（設計基準強度）は、材齢 91 日のコア供試体の圧縮強度の平均値の関係で表わすものとし、この圧縮強度と関連付けられた材齢 28 日標準養生供試体の圧縮強度により管理するものとする。

表-8 高強度コンクリートの品質（普通ポルトランドセメント使用：管理材齢 28 日）

品質項目		スラブ° (cm)	スラブ° フロー(cm)	空気量(%)	塩化物含有量の 上限値(kg/m <sup>3</sup> )
圧縮強度の基準値 (設計基準強度) (N/mm <sup>2</sup> )	39*1	21,23	45,50,55	2.0 3.0 4.0 4.5	0.30 以下
	40*1				
	42*1				
	45*1				
	48				
	50	45,50,55,60,65			
	51				
	54				
	55				
	57				
	60	23			

\*1：指定強度が 45N/mm<sup>2</sup>を超えるものみに適用する。

### 2.3 調合強度 $mF$ の設定

高強度コンクリートの調合強度( $mF$ )は、標準養生した供試体の材齢 $m$ 日における圧縮強度で表すものとし、式①及び式②を満足するように定める。

$$mF \geq Fc + mS_n + 2\sigma \dots\dots\dots \text{式①}$$

$$mF \geq 0.9(Fc + mS_n) + 3\sigma \dots\dots\dots \text{式②}$$

- ここに、 $mF$ ： 材齢 $m$ 日におけるコンクリートの調合強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
 $Fc$ ： 圧縮強度の基準値 (設計基準強度) (N/mm<sup>2</sup>)  
 $mS_n$ ： 標準養生供試体の材齢 $m$ 日における圧縮強度と構造体コンクリートの材齢 $n$ 日における圧縮強度推定値の差 (N/mm<sup>2</sup>)  
 $m$ ： 調合設計に用いる標準養生供試体の管理材齢 (日)  
 普通ポルトランドセメントの場合、 $m=28$ 日とする。  
 $n$ ： 構造体コンクリートの強度管理材齢 (日)  
 普通ポルトランドセメントの場合、 $n=91$ 日とする。  
 $\sigma$ ： 圧縮強度の標準偏差 (N/mm<sup>2</sup>)  
 普通ポルトランドセメントの場合、実績が得られるまで  $0.1(Fc + mS_n)$ とする。

表-9 コア供試体と標準養生供試体の材齢一覧

n \ m	28	56
91	N	—

(注) N：普通ポルトランドセメント

### 3. 建築材料の荷卸し時の製品検査

製造者の行う製品検査と、購入者の行う受入検査とは、原則、個々に実施する。但し購入者と協議の上、同一の検査とすることができる。その場合、両者協議のもとに試験を実施する機関並びにその判定結果の合否を決定する機関を決める。

#### 3.1 荷卸し時の製品検査

##### (1) 高強度コンクリートの荷卸し時製品検査一覧

高強度コンクリートの製品検査の項目、試験方法、検査頻度及び管理値は表-10による。

表-10 高強度コンクリートの製品検査の項目、試験方法、検査頻度及び管理値

検査項目	試験方法	検査頻度	管理値
フレッシュコンクリート性状	目視	全アジテータ車	良好であること 材料分離がないこと
スランパ*1	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体 採取時 (1回以上/100m <sup>3</sup> )	21,23±2.0cm
スランパフロー*1	JIS A 1150		45,50 ± 7.5cm 55,60 ± 10cm 65 +5.0, -10.0cm
空気量	JIS A 1128		2.0 ± 1.0% 3.0,4.0 ± 1.5% 4.5 +1.0, -1.5%
コンクリート温度	JIS A 1156		5℃以上 35℃以下
塩化物含有量*2	JASS 5T-502	1回以上/打設日	0.30kg/m <sup>3</sup> 以下
単位水量*2	エアメータ法 (土木研究所式)	1回以上/打設日	計画水量の±10kg/m <sup>3</sup>
圧縮強度	JIS A 1108 JIS A 1132	本別添 3.1(2)による	本別添 3.3 による

\*1:対象とするコンクリートの管理項目に応じてスランパ またはスランパ フローの何れかを実施する。

\*2:工程検査を供用することができる。

##### (2) 高強度コンクリートの圧縮強度管理

高強度コンクリートの圧縮強度については、標準養生材齢m日の供試体強度を式③及び式④により管理する。

$$X_N \geq Fc + {}_mS_n \dots\dots\dots \text{式③}$$

$$X_{min} \geq 0.9(Fc + {}_mS_n) \dots\dots\dots \text{式④}$$

ここに、  
 $X_N$  : 1検査ロット (N回の試験 :  $N \geq 3$ ) における圧縮強度の平均値(N/mm<sup>2</sup>)  
 $X_{min}$  : 使用するコンクリートの1回の試験の最小値(N/mm<sup>2</sup>)  
 ${}_mS_n$  : 標準養生供試体の材齢m日における圧縮強度と構造体コンクリートの材齢n日における圧縮強度推定値の差(N/mm<sup>2</sup>)  
 ここで、普通ポルトランドセメントを使用する場合はm=28 日でn=91日とする。

検査ロットおよび試験回数

- ・検査ロットは、打込み日、打込み工区かつ 300m<sup>3</sup> ごとに構成する。
- ・試験回数は 100m<sup>3</sup> 以内に 1 回とし、1 検査ロットの試験回数は 3 回とする。
- ・1 回の試験の供試体本数は 3 本とする。
- ・打設数量が少量 (30m<sup>3</sup> 以下) の場合でも、原則として 1 日 1 検査ロットを構成する。ただし、打設数量が少量の場合、監理者と協議のうえ、上記と異なった検査ロットを構成することができる。

3.2 施工者による検査

施工者による検査は、施工者が契約段階で設置された高強度コンクリート品質管理委員会において、検査項目、試験方法、検査頻度、管理値及び圧縮強度管理等を決定する。また、図-1 に示す製造者が発行する高強度コンクリートの納入書に記載されている内容 (設計基準強度  $F_c$ 、指定強度  $F_r$ 、大臣認定番号 MCON-〇〇〇〇) を確認する。

レディーミクストコンクリート納入書												No. _____	
年 月 日													
様												日本工業規格認証取得工場	
扱												井口建材工業株式会社	
MCON-〇〇〇〇												東京都武蔵野市八幡町 3 丁目 8 番 5 号	
電話 0422 (51) 6341													
納入場所													
運搬車番号													
納入時刻		発		時 分				着		時 分			
納入容積		m <sup>3</sup>				累 計				m <sup>3</sup>			
呼 び 方		コンクリートの種類による記号		指定強度 ( $F_r$ )		スランブ又はスランブフロー (cm)		粗骨材の最大寸法 (mm)		セメントの種類による記号			
配合表 (kg/m <sup>3</sup> )		セメント	混和材	水	細骨材①	細骨材②	粗骨材①	粗骨材②	混和剤①	混和剤②	混和剤③	混和剤④	混和剤⑤
水セメント比		%		水結合材比		%		細骨材率		%		スラッジ固形分率	
備 考		配合の種類: <input checked="" type="checkbox"/> 標準配合 <input type="checkbox"/> 修正標準配合 <input type="checkbox"/> 計量印字記録から自動算出した単位量 $F_c = \text{〇〇N/mm}^2$											
		荷受職員認印						出荷係認印					

図-1 高強度コンクリート納入書 (一例)



### 3.3 管理値一覧

前述の式①から④より求まる圧縮強度の管理値は、セメント種類毎、適用時期及び管理材齢毎に表-12のとおりである。下記の変更事項で構造体コンクリート強度補正值(S値)を性能評価時より小さく変更する場合は、指定性能評価機関において変更した技術内容の性能評価を受け、再度大臣認定を取得するものとする。

- 1) 夏期、標準期及び冬期の季節毎<sup>※1</sup>に、材齢 91 日の構造体コンクリート強度（コア強度）と関連付けられた簡易断熱養生供試体の圧縮強度と材齢 28 日又は 56 日の標準養生供試体の圧縮強度との関係から S 値を求め、季節毎に蓄積された S 値を定期的に分析し、適切な S 値を設定する。
- 2) セメントを除く使用材料の生産者、産地及び製造設備が変更となった場合は、室内試験及び実機試験練りによる材齢 28 日標準養生供試体の圧縮強度が変更前と比較して有意差がないことを確認する。有意差があれば適切な S 値及び  $\sigma$  の見直しを行うこととする。
- 3) 高強度コンクリートの製造出荷実績が蓄積され、工場の標準偏差の見直しが可能となった場合は、適切な  $\sigma$  の値を設定する。

<sup>※1</sup> 調査毎の季節区分は、コンクリートの練上がり予想温度により設定する。表-11を目安とするが、各季節区分については、打設の時期を参考にしながら施工者と契約および計画段階において両者協議のもとに決定する。

表-11 コンクリートの打設時期と適用期間の目安

打設時期	コンクリートの練上がり予想温度による目安	打設時期の目安 <sup>※1</sup>
夏 期	コンクリート温度 28℃以上 35℃以下	7/1～9/18
標準期	コンクリート温度 16℃以上 28℃未満	3/12～6/30、9/19～12/9
冬 期	コンクリート温度 5℃以上 16℃未満	12/10～3/11

表-12 管理値一覧（普通ポルトランドセメント）28S<sub>91</sub>の場合

季節区分	夏期										
圧縮強度の基準値(N/mm <sup>2</sup> )	39	40	42	45	48	50	51	54	55	57	60
S(N/mm <sup>2</sup> )	9.5 *	8.5 *	8	8	8	8	8	9.5	9.5	9.5	9.5
指定強度(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	50.0	53.0	56.0	58.0	59.0	63.5	64.5	66.5	69.5
標準偏差 σ (N/mm <sup>2</sup> )	4.9	4.9	5.0	5.3	5.6	5.8	5.9	6.4	6.5	6.7	7.0
調合強度mF(N/mm <sup>2</sup> )	58.4	58.4	60.0	63.6	67.2	69.6	70.8	76.4	77.6	80.0	83.6
$\bar{X}$ の管理値(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	50.0	53.0	56.0	58.0	59.0	63.5	64.5	66.5	69.5
Xminの管理値(N/mm <sup>2</sup> )	43.7	43.7	45.0	47.7	50.4	52.2	53.1	57.2	58.1	59.9	62.6

\*圧縮強度の基準値39～40N/mm<sup>2</sup>の高強度コンクリートは、材料分離抵抗性の確保のためS値を割り増した。

季節区分	標準期										
圧縮強度の基準値(N/mm <sup>2</sup> )	39	40	42	45	48	50	51	54	55	57	60
S(N/mm <sup>2</sup> )	9.5 *	8.5 *	6.5 *	5	5	5	5	5	5	6.5	6.5
指定強度(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	48.5	50.0	53.0	55.0	56.0	59.0	60.0	63.5	66.5
標準偏差 σ (N/mm <sup>2</sup> )	4.9	4.9	4.9	5.0	5.3	5.5	5.6	5.9	6.0	6.4	6.7
調合強度mF(N/mm <sup>2</sup> )	58.4	58.4	58.4	60.0	63.6	66.0	67.2	70.8	72.0	76.4	80.0
$\bar{X}$ の管理値(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	48.5	50.0	53.0	55.0	56.0	59.0	60.0	63.5	66.5
Xminの管理値(N/mm <sup>2</sup> )	43.7	43.7	43.7	45.0	47.7	49.5	50.4	53.1	54.0	57.2	59.9

\*圧縮強度の基準値39～42N/mm<sup>2</sup>の高強度コンクリートは、材料分離抵抗性の確保のためS値を割り増した。

季節区分	冬期										
圧縮強度の基準値(N/mm <sup>2</sup> )	39	40	42	45	48	50	51	54	55	57	60
S(N/mm <sup>2</sup> )	9.5 *	8.5 *	6.5 *	3.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
指定強度(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	48.5	48.5	52.5	54.5	55.5	58.5	59.5	61.5	64.5
標準偏差 σ (N/mm <sup>2</sup> )	4.9	4.9	4.9	4.9	5.3	5.5	5.6	5.9	6.0	6.2	6.5
調合強度mF(N/mm <sup>2</sup> )	58.4	58.4	58.4	58.4	63.2	65.6	66.8	70.4	71.6	74.0	77.6
$\bar{X}$ の管理値(N/mm <sup>2</sup> )	48.5	48.5	48.5	48.5	52.5	54.5	55.5	58.5	59.5	61.5	64.5
Xminの管理値(N/mm <sup>2</sup> )	43.7	43.7	43.7	43.7	47.3	49.1	50.0	52.7	53.6	55.4	58.1

\*圧縮強度の基準値39～42N/mm<sup>2</sup>の高強度コンクリートは、材料分離抵抗性の確保のためS値を割り増した。

### 3.4 不合格時の処置

不合格時のフローを図-2 に示す。

- 1) 製品検査の結果、スランプ又はスランプフロー及び空気量的一方又は両方が管理値を外れた場合には、同一運搬車から新しく試料を採取して1回に限り再試験を行う。
- 2) 再試験の結果が管理値内であれば合格として荷卸しを行う。
- 3) 再試験の結果、管理値を外れた場合で手直し可能範囲（スランプで管理値下限-1cm 以内、スランプフローで管理値下限-5cm 以内、空気量で管理値の上限+0.5%以内又は下限-0.5%以内）であれば施工者の承認を得て表-13に示す製品の手直しを行い、試験を行う。
- 4) 手直し後の試験結果が管理値内であれば合格として荷卸しを行う。
- 5) 再試験の結果が管理値を外れ手直し可能範囲も外れた場合及び手直し後の試験結果が管理値を外れた場合には、当該コンクリートを不合格品として廃棄処分する。
- 6) 不合格品が発生した場合は、原因究明及び是正処置を行うとともに、必要に応じて予防処置を JIS 社内規格に基づき適切に実施する。

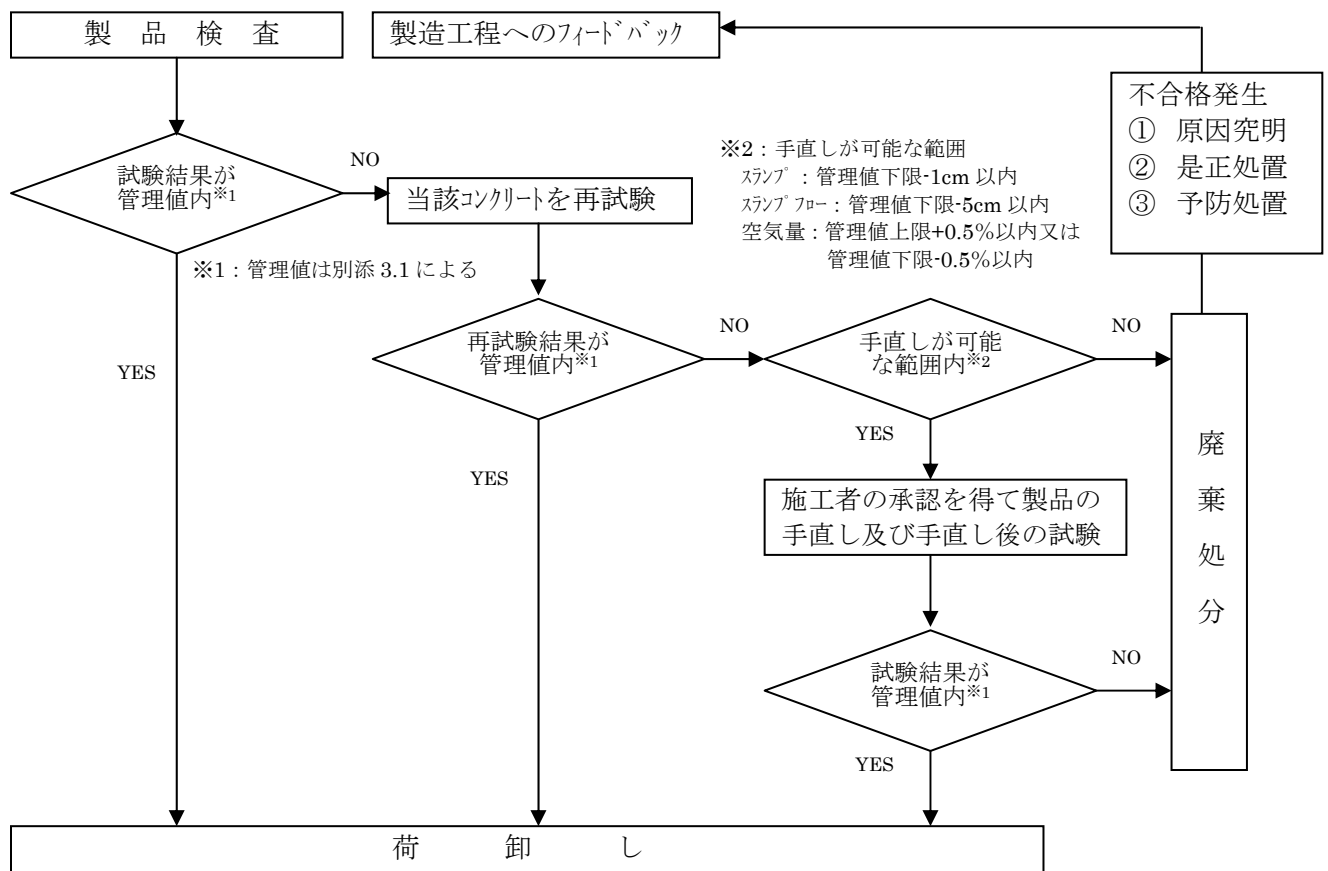


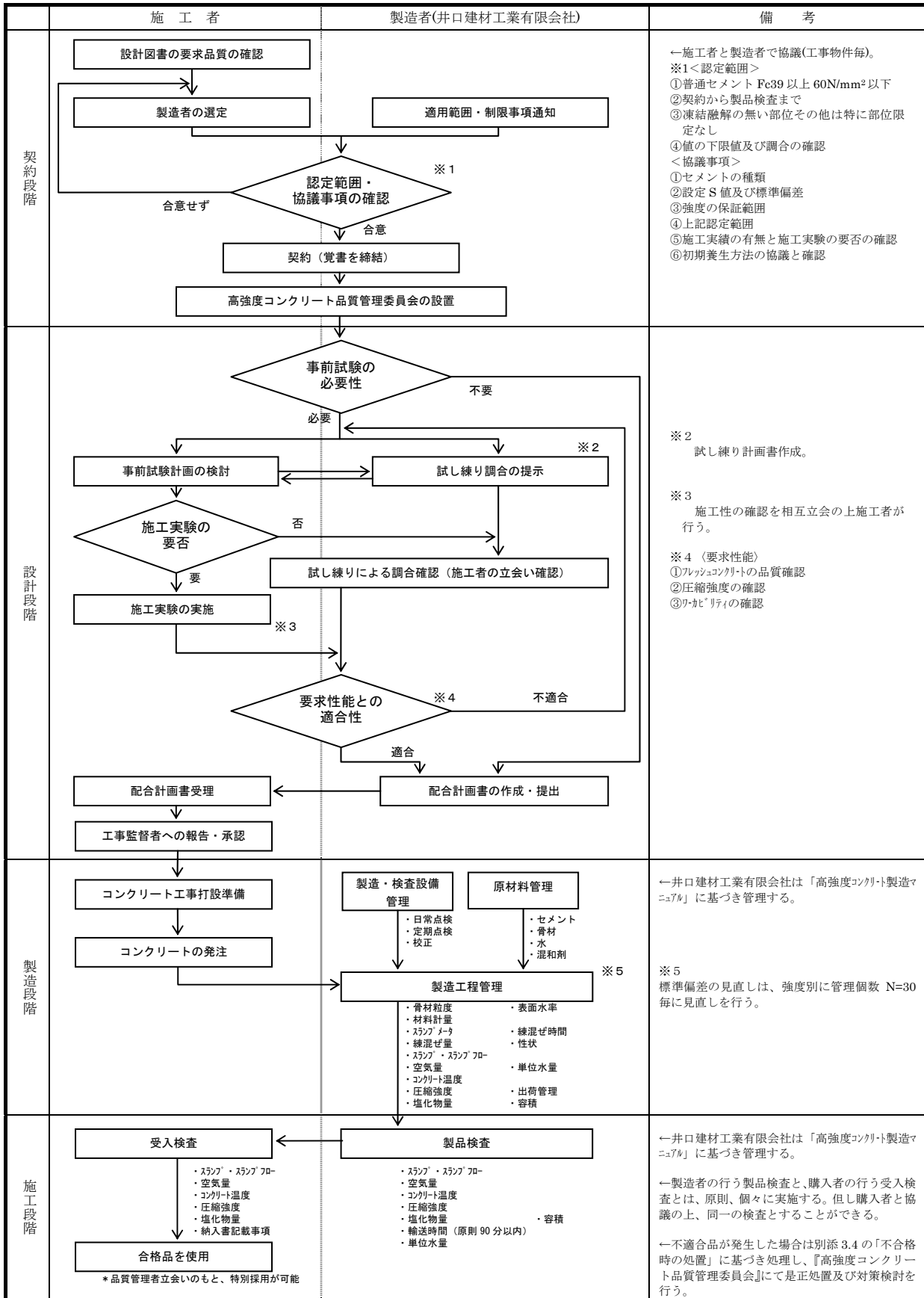
図-2 不合格時のフロー

表-13 製品の手直し

手直しの項目	手直しの方法
スランプ又はスランプフローが小さい場合	高性能 AE 減水剤の添加
空気量が大きい又は小さい場合	空気量調整剤 (消泡剤又は AE 補助剤) の添加

#### 4. 建築材料の製造及び検査

高強度コンクリートの製造及び検査のフローを図-3に示す。また、覚書の内容を図-4に示す。



注) 上記記載の高強度コンクリート製造マニュアルは、制定：平成 22 年 6 月 1 日を指す。

図-3 高強度コンクリートの製造及び検査のフロー

(別添-12)

## 高強度コンクリート大臣認定に係わる覚書

### <高強度コンクリート適用範囲>

①当該コンクリートは、圧縮強度の基準値（設計基準強度）が  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下で、かつ、指定強度が  $45\text{N/mm}^2$  を超える高強度コンクリートである。なお、セメント種類別の設計基準強度の詳細は、以下のとおりである。

1) 普通ポルトランドセメント :  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下

②当該コンクリートは、製造者である井口建材工業有限会社（JIS 認証番号 GB0306015）が製造し、施工者が標準的な施工の高強度コンクリートに適用する。

③各建築材料は、高強度コンクリート性能評価に係わる技術図書による。

④当該コンクリートの製造者は、製造から荷卸し時の製品検査までを責任範囲とする。

### <高強度コンクリート品質管理委員会>

契約に際して、高強度コンクリート品質管理委員会を設置し、以下の事項の協議を行う。

①施工者に高強度コンクリート（最大設計基準強度）の施工実績がない場合は、施工者が自ら施工実験を実施し、当該コンクリートを用いて施工ができることを検証する。

②調合毎の季節区分は、コンクリートの練上がり予想温度により設定する。標準期は  $16^\circ\text{C}$  以上  $28^\circ\text{C}$  未満、夏期は  $28^\circ\text{C}$  以上  $35^\circ\text{C}$  以下、冬期は  $5^\circ\text{C}$  以上  $16^\circ\text{C}$  未満とするものの、各季節区分については、打設の時期を参考にしながら施工者と契約および計画段階において両者協議のもとに決定する。

③施工者による受入検査項目、試験方法、検査頻度、管理値及び不適合時の処置等は両者協議のもとに決定する。

④当該高強度コンクリートを使用する地域に凍結融解の恐れがある場合は、その打設部位、打設時期及び空気量等を確認する。

⑤製造者が提示した S 値あるいは施工者より指定された S 値については、両者協議のもとに最終的な S 値を決定するものの、その S 値は製造者が提示した S 値を下回って設定してはならない。

⑥構造体コンクリートの強度を管理する供試体の養生方法は、現場の受入検査後に供試体を採取してから標準養生水槽に投入するまでの初期養生期間を  $20^\circ\text{C} \pm 2^\circ\text{C}$ （簡易の恒温養生装置を設置するなど）で管理するものとし、その管理方法の詳細については両者協議のもとに決定する。

図-4.1 高強度コンクリート大臣認定に係わる覚書（一例）

### <高強度コンクリートの要求性能>

高強度コンクリートの要求性能は、契約段階あるいは計画段階における施工者と井口建材工業有限会社の協議事項であるものの、要求性能を決定する行為の最終責任は、施工者の責任範囲とする。

また、決定された要求性能に基づいた高強度コンクリートを製造及び出荷し、その性能を荷卸しまで保証する行為は、井口建材工業有限会社の責任範囲とする。

### <施工者の責任範囲>

施工者は、以下に示す項目を自らの責務として、品質管理体制を構築し、高強度コンクリート工事の計画段階から施工段階に至るまで、高強度コンクリートの性能評価に係わる技術図書並びに施工者の社内規格に基づいて品質管理業務を遂行する。

- ①高強度コンクリート工事施工計画の立案
- ②設計図書に基づく高強度コンクリートへの要求性能の製造者への伝達
- ③荷卸し時受入検査以降の施工工程

### <製造者の責任範囲>

高強度コンクリートの製造者である井口建材工業有限会社の責任範囲は、原材料の受入検査から荷卸し時の製品検査までとし、高強度コンクリート性能評価に係わる技術図書に基づく目的及び方法以外で使用された当該コンクリートについては、製造者として責任を負わない。また、<施工者の責任範囲>の内容について、施工者との合意が得られない場合は高強度コンクリートの出荷を行わない。

### <品質管理>

施工者は、高強度コンクリートの品質管理体制を確立し、関係各位との連絡を密に行って、施工者と井口建材工業有限会社の各々の責任範囲における品質管理の実施状況を相互確認及びその把握に努める。

なお、施工者の責任範囲において、高強度コンクリートの品質上に問題が発生した場合は、必要に応じて施工者は井口建材工業有限会社にその事実をすみやかに伝達し、両者協力のもとに発生した問題へ対処することと、その原因を究明し解決にあたる。

高強度コンクリート品質管理委員会	
<施工責任者> 工事名：  工事監理者 役職： 氏名： 印	<製造責任者>  井口建材工業有限会社 東京都武蔵野市八幡町3丁目8番5号 Tel 0422-51-6341 Fax 0422-55-2941  役職：  氏名： 印
工事管理者 役職： 氏名： 印	

図-4.2 高強度コンクリート大臣認定に係わる覚書（一例）

## 5. 品質管理の体制

- (1) 高強度コンクリートの品質管理体制について  
高強度コンクリートの品質管理体制を図-5に示す。
- (2) 品質管理責任者、品質管理担当者の選任及びその職務について  
井口建材工業有限会社は、JIS 社内規格「総則 品質管理責任者」、施工者は自社で規定する社内基準に基づき行う。
- (3) 高強度コンクリートの品質管理委員会について  
高強度コンクリート品質管理委員会はコンクリート工事の施工品質管理全般を指揮するが、その主な業務は以下の通りとする。なお、品質管理組織は井口建材工業有限会社及び施工者の職務で構成される。
  - ① コンクリート施工計画、品質管理計画の指導、確認。
  - ② コンクリート施工品質管理上の重要事項の指導、確認。
  - ③ コンクリートの受入検査時に発生した重大な不適合、または工事上に発生した技術的問題事項の対策の検討、是正処置。
  - ④ 高強度コンクリート製造管理標準の変更事項。
  - ⑤ 標準調合の見直し。

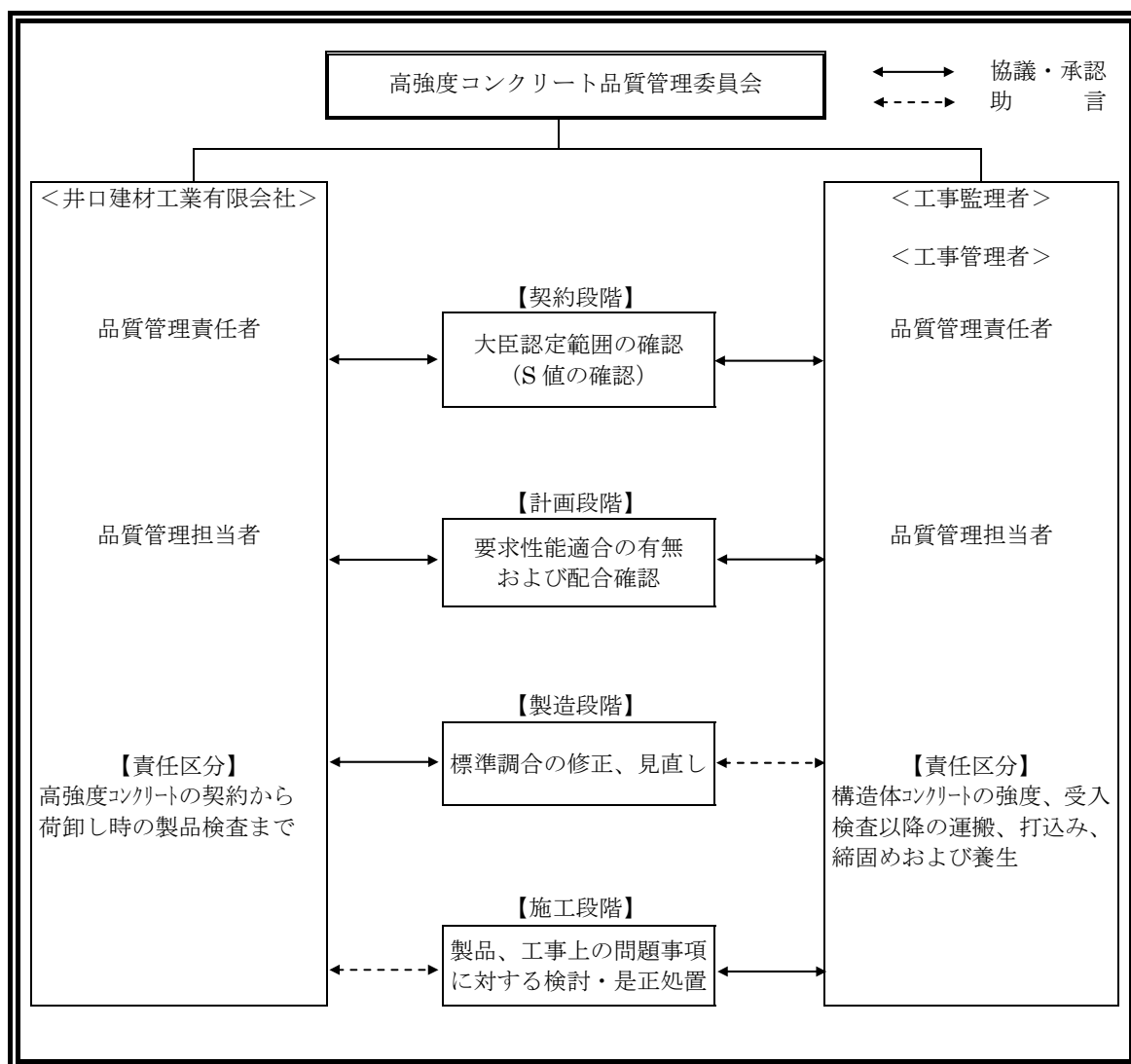


図-5 品質管理体制フロー